

地 域 再 生 計 画

1 . 地域再生計画の名称

「地物が一番！」地産地消運動の推進による地域の活性化計画

2 . 地域再生計画の作成主体の名称

三重県、松阪市

3 . 地域再生計画の区域

津市、松阪市、久居市並びに三重県安芸郡河芸町、芸濃町、美里村及び安濃町並びに一志郡香良洲町、一志町、白山町及び美杉村並びに多気郡多気町、明和町、大台町、勢和村及び宮川村の全域

4 . 地域再生計画の目標

本計画区域は、県のほぼ中央に位置し、北部の津・久居地域は県庁所在地として行政、学術、文化機能等が集積しています。また、南部の松阪地域は、古くから紀伊半島や伊勢志摩への交通の要所として栄え、中南勢地域の商業の拠点として発展してきました。

もとは、それぞれ自然的、社会的、経済的諸条件を同じくする2つの地域でしたが、平成17年1月の市町村合併により、両地域にまたがる大きな市が誕生したことにより、一体的に整備を行うべき地域となったものです。

この地域は、山間地帯の一部を除き温暖多雨で、西に布引山系、東に伊勢湾を有し、安濃川、雲出川、櫛田川、宮川などの河川が地域を潤しながら横断しており、上流域は森林地帯を、中流から下流は肥沃な穀倉地帯を形成しています。

このため、水稻を基幹作物として、露地野菜、施設園芸、果樹、花木など、多様な作物が生産されており、世界的ブランドである「松阪肉」をはじめ、キャベツやナシなどの生産が盛んです。

また、この地域の森林は人工林率も高く、特に松阪市西部は古くから県下有数の優良林業地帯を形成し、「波瀬林業」として全国的にも有名です。

しかしながら、輸入農林水産物の増大、価格の低迷などにより、担い手の減少や高齢化、耕作放棄地や管理放棄林の増大等が進んでおり、農林水産業自体の活力が低下しています。

農林業は、本地域の主要産業のひとつであり、本地域の活性化には、農林水産業の活性化が必要です。

このため、三重県では、地産地消運動の展開や県産品のブランド化推進などのマーケティング戦略や、農水産物の安全供給を確保できる体制の整備などを進めているところです。

本地域内には、県内における農水産物の中核的流通拠点である「中央卸売市場」、全国初の木材コンビナートである県産材の総合流通加工基地「ウッドピア松阪」があり、地域で生産した農林水産物を地域で消費する地産地消運動の推進には、これらの施設の活用が不可欠です。

地域内に広がる農地・森林と、「中央卸売市場」・「ウッドピア松阪」を、広域農道、広域基幹林道などの道路ネットワークで接続し、「地物一番の日」キャンペーンなどと併せて、地産地消運動の推進を図ります。

また、松阪地域には、「松阪農業公園ベルファーム」、「五桂池ふるさと村」、「道の駅 奥伊勢おおだい」、「月出の里」、など、地域の農林水産物を提供する施設が点在しており、「五桂池ふるさと村」では、地元の高校生が運営する、地域の食材を活用したレストランをオープンするなど、独自の取組を行っています。

これら施設を国道166号線を中心とした広域農道、広域基幹林道、森林管理道などからなる道路ネットワークで接続し、地産地消運動の推進を図り、地域の活性化につなげます。

(目標1)「みえ地物一番の日」キャンペーンに参加する店舗数

(179店舗 190店舗)

(目標2)農林道整備による拠点施設へのアクセス改善

(21.2kmの供用)

(ウッドピア松阪へのアクセス時間の短縮 14分)

(目標3)「中央卸売市場」における取扱量の確保

(青果年間取扱量 79,802t 76,067t)

(目標4)「ウッドピア松阪」における取扱量

(原木年間取扱量 9万8千m³ 16万m³)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

三重県では、地域で生産された農林水産物や農林水産業に由来するサービスを地域で消費・享受することを通じて、地域の住民が、自らの生活、地域のあり方等について見つめ直そうとする運動を「地産地消運動」として展開しています。

具体的には、県内食品小売業者等で県内食材の取り扱いを一斉にクローズアップする「みえ地物一番の日」の開催、「本物」の三重の食づくりを行い、商品が観光客に提供されるための取組、農家の加工・販売分野への進出による農産物の高付加価値化などの推進、三重県学校給食への地域産品の導入、農林水産業の有する多面的な機能を評価し消費者と生産者の連携を進めるシステムの開発、県産材「三重の木」を認証する仕組みづくり、「三重の木」を使った住宅建設への支援などに取り組んでいます。

これらの事業と併せて、広域農道、広域基幹林道、森林管理道を整備すること

により、地域内に広がる農地・森林と流通拠点を道路ネットワークで接続し、地産地消運動の推進を図ります。

具体的には、北部の津・久居地域は、広域農道が地域を縦断しており、この広域農道を中央卸売市場へ接続するための広域農道「中勢3期地区」、国道163号線を通じて広域農道とつながる、広域林道「経ヶ峰線」の整備を行います。

これらの整備により、地域の森林と「ウッドピア松阪」が広域農道により接続されるとともに、錫杖湖周辺のキャンプ場・公園施設や山間部に点在するゴルフ場など、この地域の観光地へのアクセス道としての効果も期待されることです。

また、南部の松阪地域においては、広域農道「中南勢地区」「中南勢2期地区」、広域基幹林道「三峰局ヶ岳線」、森林管理道「杉線」「峯ヶ谷大崩線」「地の添福本線」「七日市乙栗子線」の整備を行います。

これらの整備により、国道166号線を中心とした道路のネットワーク化により、点在する農林水産物の直売施設のネットワーク化を図るとともに、県内で最も入り込み客数の多い伊勢志摩地域と、本計画地域を結びます。

また、国道42号線を中心とした、既設林道と広域農道の道路ネットワークにより、宮川水系に広がる森林と「ウッドピア松阪」を接続します。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道路整備交付金を活用する事業

[施設の種類 (事業区域) と実施主体]

- ・ 広域農道 (松阪市、一志町、多気町、明和町) 三重県
- ・ 林道 (松阪市、芸濃町、美杉村) 三重県・松阪市

[事業期間]

- ・ 広域農道 平成17～21年度
- ・ 林道 平成17～21年度

[整備量及び事業費]

- ・ 広域農道 7.9 km 林道 13.2 km
- ・ 総事業費 57億6千万円
広域農道 38億6千万円 (うち交付金19億3千万円)
林道 19億円 (うち交付金10億9百万円)

・ 支援に係る必要な手続き

広域農道「中勢3期地区」 土地改良法 H8.6.4 認可

広域農道「中南勢地区」「中南勢2期地区」 土地改良法 H12.7.25 認可

林道「経ヶ峰線」 北伊勢地域森林計画 H13.4.1 樹立

林道「三峰局ヶ岳線」 南伊勢地域森林計画 H16.4.1 樹立

林道「杉線」 北伊勢地域森林計画 H13.4.1 樹立

林道「峯ヶ谷大崩線」 南伊勢地域森林計画 H16.4.1 樹立

林道「地の添福本線」 南伊勢地域森林計画 H16.4.1 樹立

林道「七日市乙栗子線」 南伊勢地域森林計画 H16.4.1 樹立

(5 - 3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「地産地消運動の推進による地域の活性化」を実現するために以下の事業を総合的かつ一体的に実施します。

- ・ 地産地消暮らしの魅力発見事業

県民が地元産品にふれる機会を提供する「地物一番の日」や「地産地消ネットワークみえ」の活動への支援などを通じて、地域住民が主体的に地産地消運動を企画し、これに参画できるように、人びとの暮らしの中に地産地消運動が取り入れられる環境づくりを進めることにより、地産地消定着による地域産業の活性化を推進・実現します。

- ・ 三重の食パワーアップ100事業

三重の観光の重要な要素である「食」に関して、観光キャンペーンと連動しながら、観光地の魅力を向上させるため、「本物」の三重の食づくりに取り組み「食べ物」の商品力を強化しようとする製造事業者に対し、モニター調査などをおしてマーケティングの観点から商品のブラッシュアップ戦略を策定する研修を実施し、改善された商品が観光客に提供されるようにします。

- ・ 6次産業化・アグリビジネス支援事業

農林水産業者、加工業者、流通販売業者、サービス提供者等を対象に、異業種交流、マッチング、研究支援等による新商品の開発のための支援を行い、地産地消の考えを踏まえた物・サービスが提供される機会を拡大し、地域産業の活性化を図ります。

- ・ 地産地消子どもの元気づくり事業

農林水産業者や食品産業事業者等と教育現場をつなぐ活動を通じて、子どもたちや保護者が地域の農林水産業にふれる機会を増やし、農林水産業に対する正しい理解を深めるとともに、子どもたちや保護者が地域食材を見つめ直すことによって、県産品を意識する行動につなげます。

- ・ 地域が支持する農林水産経営育成事業

農林水産業が、多面的機能の発揮により地域・県民と深く結びついていることを明らかにし、これを評価した地域・県民が優れた経営を支援する産消連携組織を育成し、地産地消による農林水産業の活性化を進めます。

- ・ 「三重の木」認証事業

「三重の木」を認証するための仕組みをつくり、消費者が産地の木材を選択できることなど「三重の木」を使いやすい体制の整備と併せて、認証制度のPRを行います。

- ・ 「三重の木と暮らす」住まいづくり支援事業
木造住宅への「三重の木」の利用促進を図るため、住宅の構造材に県産材「三重の木」を50%以上使用した場合、一定額を助成します。

6．計画期間

平成17～21年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標については、計画終了後に達成状況を、調査・評価した内容を三重県 web サイトで公表し、広く意見を募集するとともに、市町村、三重県の地域機関を通じて地域住民の意見を集めます。

また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るため、事業実施主体において、施設の整備状況等について評価・検討を行います。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。